

仕様書

◆ 提供物品について

物 品 の 名 称	マタニティマークストラップ	
規格等	<ul style="list-style-type: none"> ・寸法：縦・横 4cm 以上 / 厚さ 3mm 以上 ・マタニティマークを両面に印刷し、ボールチェーン又は紐をつけること。 ・耐久性及び安全性と妊婦の着用しやすさを配慮したもの。 ・平成 18 年 3 月 10 日厚生労働省発表資料に基づき作成すること。 http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/03/h0301-1.html 	
作 成 個 数	11,000個	(例) 
納 期 限	年2回（1回目：令和7年3月31日） （2回目：令和7年9月30日） 納入場所及び個数は別途指示	
配 布 期 間	令和7年4月1日～令和8年3月31日	
配 布 対 象	妊婦	
配 布 方 法	母子健康手帳交付時に手渡す。 ※妊婦が広告物の受け取りを拒否した場合を除く。	

◆ 物品に添付して配布する広告物について

寸 法 等 の 条 件	マタニティマークストラップとは別に作成し、母子健康手帳及びその他配布物を入れるビニール袋（幅 20cm 高 27cm）に収納できる寸法及び量で「幅 19cm 高 26cm 厚さ 5mm」以内であること。また、マタニティマークストラップとセットで個別に包装されたものであること。
内 容 等 の 条 件	①子育てに関連すること。 ②母子健康手帳に相反する内容でないこと。 ③上記配布期間中に期限が切れないこと。 上記のほか、札幌市広告掲載要綱、同広告掲載基準を遵守して下さい。
広 告 内 容 の 事 前 確 認	広告物の作成前に、内容について了承を得ること。
そ の 他	①広告物の作成にあたっては、以下のことを明示すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者等の広告であること。 ・広告の内容に関する責任は民間事業者等にあること。 ・札幌市が推奨するものでないこと。 ②配布期間後、残っている広告物は廃棄します。 ③必要に応じて、受託者に対し配布数の報告をします。

◆ その他

- ・ 広告物の作成等に関する経費は、全て受託者の負担によるものとします。
- ・ 広告内容の事前確認として、事業実施課により広告内容の審査を行います。このとき、必要に応じて修正等の指示をさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承下さい。
- ・ 配布期間中、広告主が札幌市広告掲載基準に違反した場合、広告物が修正されるまでの間、広告物は配布しません。なお、配布しないことによる法的責任は、全て受託者が負うものとします。
- ・ 広告原稿の内容等に疑義が生じた場合には、委託者と十分に協議をして下さい。